平成２１年（フ）第３３３号
水戸市酒門町1865番地の１　ヤマダハイツ103号
債務者　高橋　智美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１１８２号
名古屋市千種区京命１丁目11番17号　第２岡田ビル２Ｆ号
債務者　高井理絵こと　髙井　理絵
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５３号
名古屋市名東区西山本通２丁目12番地　エミナンス松岡303号
債務者　高橋　芳弘
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２５５号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山面35番地281
債務者　吉田謙一郎
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１３４号
滋賀県彦根市日夏町992番地
債務者　宮田　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１３５号
滋賀県犬上郡多賀町大字藤瀬1425番地
債務者　鳥居美智子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１４５号
滋賀県彦根市外町186番地１　410号
債務者　木村　正弘
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１５０号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南318番地18
債務者　吉岡さおり
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第９５７号
京都府相楽郡精華町光台７丁目37番地１　メゾン・ド・ルミエール201号
債務者　原　美智子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７８６号
兵庫県三田市下槻瀬754番地120
債務者　古林　競子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０２号
神戸市北区鈴蘭台東町６丁目２番２―305号
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０４号
神戸市西区伊川谷町有瀬1046番地の１　533号小山方、従前の住所兵庫県明石市西明石北町２丁目１番10号
債務者　井上　浩志
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１３号
神戸市垂水区狩口台１丁目５番301号、従前の住所神戸市垂水区西舞子９丁目13番36号
債務者　米山　武士
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１４号
神戸市垂水区狩口台１丁目５番301号、従前の住所神戸市垂水区西舞子９丁目13番36号
債務者　米山　直子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１５号
神戸市垂水区潮見が丘１丁目１番８号、従前の住所神戸市垂水区上高丸３丁目18番24―507号
債務者　成清　美乃（旧姓小若）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１８号
神戸市長田区六番町６丁目４番地の１長田マンション103号
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３５号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目２番17号
債務者　真鍋　清美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係